

児童扶養手当の現況届

～現況届が未提出の場合、手当が支給されません！～

〔受付期間〕 8月14日（水）～27日（火）

〔提出場所〕 子ども家庭支援センター

〔対象者〕 児童扶養手当を現在受給されている方

対象になっているが現在所得制限を超えているため支給停止になっている方

* 提出がない場合…受給中の方は11月期からの手当が支給されず、全部支給停止の方は今後受給できる状態になっても支給されませんので、ご注意ください。

つぎの①～⑧のいずれかに該当する、令和2年3月31日現在で18歳以下の方（または20歳未満で障害がある方）を養育している父、母または養育者で認定申請をしていない方はご連絡ください。

- ①父または母が婚姻を解消／②父または母が死亡／③父または母が政令で定める程度の障害の状態
④父または母が生死不明／⑤引き続き1年以上父または母に遺棄されている／⑥引き続き1年以上父または母が拘禁されている／⑦母が婚姻によらないで懐胎した／⑧父または母が裁判所からのDV（配偶者からの暴力）保護命令を受けた

◇児童扶養手当の現況届の提出時期にあわせて、ひとり親家庭等の相談窓口を臨時開設します～事前申込不要～

〔日 時〕 8月22日（木）午前10時～正午・午後1時～4時

〔会 場〕 子ども家庭支援センター多目的室
東京都の専門相談員が相談をお受けします。

仕事（就職、転職、資格、スキルアップなど）、子育て、住まい、お金（教育費、養育費）、自分の気持ちのことなどお気軽にご相談ください。

西多摩福祉事務所では、青梅合同庁舎内にひとり親家庭の方を対象にした相談窓口を常時設置しています。上記の日程に限らずお気軽にご相談ください。

※問い合わせは、西多摩福祉事務所就業支援専門員（青木）・母子父子自立支援担当（山本）

☎22-1168

子ども医療費助成制度 （マル乳・マル子）更新手続き

〔受付期間〕 8月19日（月）～9月6日（金）

〔提出場所〕 子ども家庭支援センター・保健福祉センター・役場住民課窓口

〔提出書類〕①現況届 ②健康保険証のコピー（申請者と子供のもの）

現在お持ちの医療証（若草色）の有効期限は、9月30日までです。

対象の方には、更新手続きの通知をお送りしますので、ご提出ください。

ご提出がない場合、新しい医療証の発行ができませんのでご注意ください。

10月からの医療証（橙色）につきましては、「現況届」をご提出いただいた後、9月末日までに郵送します。ただし、期限後にご提出いただいた場合は、10月1日以降の発送となる場合がありますのでご注意ください。

【児童虐待を防止するためのLINE相談】子ゴコロ・親ゴコロ相談@東京

東京都では、8月1日からLINEを利用した子供や保護者からの相談窓口を本格実施しています。（平日：午前9時～午後9時／土・日・祝：午前9時～午後5時）

子育ての悩みや困っていることなど、ひとりで抱え込まず、気軽に相談してください。

（問い合わせ：福祉保健局少子社会対策部計画課 ☎ 03-5320-4137）

（友だち登録用QRコード▲）

